

## **FX クリアリング取引における強制決済措置に係る規程**

FX クリアリング取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則（以下「FX クリアリング証拠金規則」という。）第 16 条に規定する強制決済の方法は、取引参加者規程施行規則第 14 条の 4 に規定する未決済 FX クリアリング取引の整理取引の方法に準じるものとする。

この場合において、取引参加者規程施行規則第 14 条の 4 第 1 項中「FX クリアリング取引参加者に対し、取引参加者規程第 63 条第 1 項に規定する処置又は同第 66 条第 1 項に規定する措置を行った場合であって、本取引所が取引参加者規程第 38 条第 1 項の規定により、当該 FX クリアリング取引参加者（以下この条において「対象 FX クリアリング取引参加者」という。）が自己のなす呼び値により成立した FX クリアリング取引で未決済のもの（以下この条において「未決済 FX クリアリング取引」という。）につき本取引所が必要と認める整理を行わせるとき」とあるのは、「FX 取引参加者に対し、FX クリアリング証拠金規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する強制決済措置を行うことを決定し、同第 16 条の規定により、当該 FX 取引参加者（以下この条において「対象 FX 取引参加者」という。）が自己のなす呼び値により成立した FX クリアリング取引で未決済のもの（以下この条において「未決済 FX クリアリング取引」という。）につき本取引所が強制決済措置を行うとき」と、「対象 FX クリアリング取引参加者」とあるのは「対象 FX 取引参加者」と、「整理取引」とあるのは「強制決済取引」と、取引参加者規程施行規則第 14 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項中「整理対象数量」とあるのは「強制決済対象数量」と、同第 1 項及び第 4 項中「整理価格」とあるのは「強制決済価格」と読み替えて適用する。

### **附則**

この規程は、2021 年 4 月 12 日から施行する。